右欄の会計年度の次の会計年度	○・四
右欄の会計年度の次の会計年度	○・三
右欄の会計年度の次の会計年度	○・二
右欄の会計年度の次の会計年度	

第五条に次の一項を加える。

2　一の対象市町村に係る交付金の交付期間は、廃止会計年度の次の会計年度から起算して十会計年度とする。

第六条第一項中「道県」の下に「又は市町村」を、「地域振興計画」の下に「又は対象市町村が作成した地域活性化中長期計画（対象市町村の区域内に設置された原子力発電施設の廃止により、当該市町村の区域の住民の生活、経済及び社会に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響の緩和に向けた中長期的な計画であって、第四条第二項に規定する交付限度額の範囲内で交付金の交付を決定するに当たって経済産業大臣が考慮するものをいう。次条第四項において同じ。）」を加える。

第七条第四項中「地域振興計画」の下に「又は地域活性化中長期計画」を加える。

第八条第一項第二号中「交付金事業者」を「経済産業大臣が前条第一項の規定により交付金の交付を決定した事業又は交付金事業者」に改める。

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第百十七号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

平成二十八年四月一日

経済産業大臣　林　幹雄

番号	業種	指定期間
一	養鶏業（人工ふ卵設備を有し、鶏卵の人工ふ化を行うものに限る。）	平成二十八年四月一日から平成二十八年六月三十日まで
二	金・銀鉱業	
三	花こう岩・同類似岩石採石業	
四	安山岩・同類似岩石採石業	
五	大理石採石業	
六	砂・砂利・玉石採取業	
七	ろう石鉱業	
八	長石鉱業	
九	石灰石鉱業	
十	一般土木建築工事業	
十一	土木工事業（別掲を除く）	
十二	舗装工事業	
十三	建築工事業（木造建築工事業を除く）	
十四	木造建築工事業	
十五	建築リフォーム工事業	
十六	鉄骨工事業	
十七	れんが工事業	
十八	タイル工事業	
十九	コンクリートブロック工事業	
二十	左官工事業	
二十一	ガラス工事業	
二十二	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く）	
二十三	はつり・解体工事業	
二十四	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く）	
二十五	有線テレビジョン放送設備設置工事業	
二十六	信号装置工事業	
二十七	築炉工事業	
二十八	道路標識設置工事業	
二十九	さく井工事業	
三十	部分肉・冷凍肉製造業	
三十一	肉加工品製造業	
三十二	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	
三十三	蒸留酒・混成酒製造業	
三十四	単体飼料製造業	
三十五	有機質肥料製造業	
三十六	製糸業	
三十七	化学繊維紡績業	
三十八	丸編ニット生地製造業	
三十九	横編ニット生地製造業	
四十	毛織物機械染色整理業	